

議会レポート 10

住所：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階 発行：千代田区議会 自由民主党

緊急報告

千代田区議会

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

石川区長高級マンション疑惑
真相究明の百条委員会を立ち上げ

小林たかや	桜井ただし	小林やすお	河合良郎
嶋崎秀彦	林 則行	はやお恭一	たかざわ秀行
内田直之	永田壯一	山田丈夫	池田とものり
		皆様のご意見をお聞かせください。 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階 電話 03-5211-4320 FAX 03-5275-6882 千代田区議会 自由民主党	
うがい友義	西岡めぐみ		

石川区長の高級マンション購入疑惑

一般販売されぬ
マンション所有
千代田区長

千代田区長 家族と所有

千代田区の石川雅己区長が共同所有する区内の高層マンションの一室は、一般に売り出されない「事業者専用部屋」だった。そこから分かった。事業者住戸は市地盤にあってがむしゃらに石川区長らは地主者ではなかったが、優先的に購入してしまった。9日の区議会予算特別委員会では、購入経緯について質問を求める声が相次ぎ、小林泰夫委員長は「百条の御遺言によれば、議長を議長にし申された」と述べた。(後援晃弘)

十二四

千代田

「事業協力者住戸」区長所有

次男が手続き問題ない

区内のマンション 優先購入

東京新聞 令和2年3月10日(朝刊) 每日新聞 令和2年3月10日(朝刊)

毎日新聞 令和2年3月10日(朝刊)

日本経済新聞 令和2年3月10日(朝刊)

一般販賣ない住戸購入

員
文書かせ
深謝

千代田区長「為書き」問題

**私混同過去の選挙でも
区調査 同じ職員に直接依頼**

千代田区長の給与
1カ月分10%の減額
「為書き」問題で
千代田区の石川雅之区長
が昨年の区議選などで候補
者の当選を願う「為書き」
を勤務時間中の区職員に書
かせていた問題で、区は二
十日、今年三月分の石川区
長の給与を10%カットする
条例案を区議会に提出し、
同日の本会議で全会一致で
可決された。
石川区長は提案理由として
て、「公私混同であると認
識しており、あらためて深

く反省し、区民の皆さんに謝罪申し上げる。区長として重く責任を感じている」と述べた。為書きは、区長個人の政治活動として贈ることに問題はないが、勤務中の区職員に書かせることが適切ではない。

東京新聞 令和1年11月15日(朝刊) 東京新聞 令和2年2月21日(朝刊)

石川区長の
一般販売されぬ
マンション所有
千代田区長
東京都千代田区の石川
雅己区長が区内で家族と
所有する18階建てマンシ
ョンは一般に販売されな
い「事業協力者住戸」だ
ったことが9日、わかつ
た。石川氏が同日、記者
団に明らかにした。この
マンションは建設する
際、区の同意のもと通常
よりも10倍高くなる措
置を受けている。
マンションの販売価格
は1億円を超えるとい
う。事業協力者住戸は土
地の地権者らに優先的に
割り当てられることが多い
。購入を申し込んだの
は家族で、石川氏は所有
者の一人となっている。
石川氏は事業協力者住戸
は事業者から段階の説明
なく提示されたとし、「公
い」と述べた。

同日の区議会予算特別
委員会では、建設に関す
る規制の権限を持つ区の
首長が一般の人が購入で
きない物件を購入したこ
との説明を求める質問が
相次いだ。小林泰夫委員
長は「百条調査権による
調査を議長に申し入れた

東京新聞 令和2年
千代田区長「息子手続き」
一般販売ない住戸購入
千代田区の石川雅二区長(69)の次男が、区内の高級マンションを購入した三井不動産の「エリザベス」で、購入手続
きは息子が行った。「最終的にこの住戸について価格など
の提示を受け、適正な価格
である」ということで、手付
金を支払った。事業者と折
衝をしたことではない」と説
明。議員からは「(三井不
動産レジデンシャル側か
ら)なぜ提供されたのか、判
断がつきにくい」といふ意見
はつきりせざるが、区内民へ
答弁する。
特別委員会で、「購入手続
きは息子が行った」と答えた。
このマンションを建設する
際、区の許可を受ける。その
エリザベスの高さ制限によ
り、できるように緩和され
た。この点について、区長が
は「総合設計は判断基準だ
んだ」と答えた。

千代田区の石川雅之区長は、79年の次算が、「区内の高級マンションを、通常は土地の所有者らに提供される施設協力者住戸」として区長の共名有りで購入していたことが分かった。9日の区議会で、「購入額が不透明だ」として透明度を求める声があがり、区長は「購入の手続きは恩子がやった。業者がからういう戸だという説明はなかった」などと述べた。

特別委員会で、「購入手続
きは息子がした。最終的に
この住戸について、適正価格など
の要求を受けて、適正価格など
であるということで、手付
金を支払った。事業者に折
衝をしたことはない」と説いていた。
明。議員からは「(三井不
動産レジデンシャル側か
ら)なぜ提供されたのか、
はつきりさせるのが区民へ
ショーンを販売した三井不動
産(ノミノン・エントラーモ
ビリティ)へ連絡して、いつ
だ」と答えた。

このマンションを建設する際、区の許可を得る、工事の実質限界より高さでできるように緩和せられた。この点について、区員は「
は「総合設計は判断基準等が
決められており、建築確認の部門が判断し、第三者の
判断もいただいている」と
答えた。

だ」と答えた。このマンションを建設するに当り、工事の許可を得るため、工事の内規制限より高くできるよう緩和された。この点について、区役所は「総合計画は判断基準が決められており、建築確認の部門が判断し、第三者の判断もいただいている」と答えた。

東京新聞 令和1年11月15日(朝刊) 東京新聞 令和2年2月21日(朝刊)

真相究明へ百条委員会を設置

総合設計制度等の調査に関する決議

議員氏名	賛成	反対	議員氏名	賛成	反対	議員氏名	賛成	反対
1 小野なりこ	○	○	9 西岡めぐみ	○	17 たかがわ秀行	○	25 小林やすお	○
2 岩佐りょう子	○	○	10 飯島和子	○	18 はやお恭一	○		
3 長谷川みえこ	○	○	11 牛尾こうじろう	○	19 米田かずや			
4 小枝すみ子	○	○	12 木村正明	○	20 大車ひるやす			
5 秋谷こうき	○	○	13 池田とものり	○	21 林則行	○	否決総数	21人
6 岩田かずひと	○	○	14 山田丈夫	○	22 鳩崎秀彦	○		
7 小林たかや	○	○	15 永田壮一	○	23 河合良郎	○	賛成	○ 21人
8 うかい友義	○	○	16 内田直之	○	24 桜井ただし	○	反対	× 0人

〈百条委員会設置の採決結果〉

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項に基づき、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するものとする。

2. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の権限を企画総務委員会に委任する。

3. 調査期限

企画総務委員会は、閉会中も調査できるものとし、1に掲げる調査が終了するまで、2に掲げる調査権限を有する。



提案理由説明

はやお恭一

「百条委」調査へ
一般販売ない一室所有

東京都千代田区の石川

雅己区長が一般販売され

ていない区内のマンション

の一室を家族と所有し

ていた問題を巡り、同区

議会は11日、地方自治法

100条に基づく調査権

限を企画総務委員会に付

与する決議案を可決し

た。関係者の出頭や証言、

記録提出を請求できる特

別委員会（百条委員会）

と同等の調査権限行使

できる。開催日程など詳

細は今後調整する。

同委では建築物の容積

率を緩和する総合設計制

度などが正しい手続きで

運用されていたかを主な

議題とする。

石川氏が家族と所有す

るのはマンションの中の

「事業協力者住戸」と呼

ばれる一室で、地権者な

どに優先的に割り当てら

れることが多い。このマ

ンションは同区の総合設

制度の許可を受けてい

る。

百条委員会は自治体の

事務に関して不正の疑い

が生じた際などに開かれ

る。虚偽の証言や正当な

理由なく証言の拒否をす

る。また、罰金が科され

る。

石川氏は、議会で

「百条委員会は、

百条委員会設置の

議論を詳しく調べる。

区議会の委員会が入手

するための議案を本会

議で可決した。今後、

区議会の委員会が入手

するための議案を本会

#新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を区長、保健所長に提出

千代田区議会
災害対策支援本部
(新型コロナウイルス) 設置

新型コロナウイルス 感染への対応に関する 追加要望

区長、教育長へ11項目
の申し入れ



千代田区議会自由民主党幹事会

#新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月に確認された新型コロナウイルスによる感染症は、世界中に急速に拡散し、世界保健機関(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

国内においても感染者は日増しに増加し、状況は刻々と変化しています。

今後更なる感染拡大防止対策の強化を推進するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

1. 国民が冷静に行動できるよう、具体的な感染予防の方法を周知徹底するとともに、デマ、風評被害を防ぐため、個人情報に配慮しながら、正確で詳細な情報提供を多言語・多様な方法により迅速に行うとともに、統一的な対応方針を提示すること。
2. 自宅待機者の重症化の兆しを見逃さないため、専門的かつ多言語・多様な方法による相談体制の充実を急ぐこと。
3. 診察及び検査が適切に行えるよう、検査機器、検査試薬、医療物資などの供給を増やし、官民の力を総動員して、国の責任で多言語で対応できる体制を拡充すること。
4. 患者の増加に備えた治療体制整備のための支援の充実を図り、院内感染対策の更なる徹底や感染制御のために必要な物資の提供を図ること。併せて搬送用車両や人員の調達を支援すること。
5. 風評被害対策に万全の対策を講じ、中小零細企業に対する緊急の融資を行うとともに、幅広く収入補償のための措置の充実を図ること。
6. 福祉施設での感染予防用品等の在庫不足に対し、供給が十分に行われるように対策を強化するとともに、休業による減収で運営困難とならないための支援と、施設利用者家族への支援を行うこと。
7. 学童保育、学校、その他の施設でのあらゆる児童生徒の居場所確保事業及び学校給食に代わる食事の提供事業に対する財政支援を行うとともに、児童生徒・保護者等のメンタルケアを講じること。
また、学校給食中止の影響を受ける事業者や生産者に対する特別の支援策を講じること。
8. 各地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。



提案理由説明

西岡めぐみ

意見書の提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
東京都知事